

大都市制度の在り方調査研究会活動中間報告 120907

塚本 久 黒川節男 かじ山義章 ◎鈴木 純 浅井よしたか
谷口知美 ○柴田高伸 △西久保ながし 河合洋介

◆大都市制度の在り方調査研究会の方針(120608 第1回調査研究会)

明治、昭和、平成の大合併を経て基礎自治体の規模拡大が図られ、漸く地方分権、地域主権改革が本格的に進められる中、大阪都構想、中京都構想など大都市制度について様々な議論、提案がなされているが、愛知県民の幸せを実現するためにはどのような自治の仕組み、自治体のあり方が望まれるのか、広域行政を司る県の役割や道州制、広域連合についても視界に入れつつ、県内市町村のあるべき姿を提言する。

◆大都市制度をめぐる議論の現状について(120627 知事政策局分権・広域連携監聴取)

大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について(案)

— 第30次地方制度調査会第14回専門小委員会(120618)

1. 大都市圏の抱える課題

(社会経済情勢の変化、経済の活性化、行政改革、大都市圏域全体の調整)

2. 地方の拠点都市の抱える課題

3. 大都市制度の抱える課題

(二重行政、住民自治)

4. 大都市制度の見直しの方向性

(Ⅰ.新しい大都市制度：特別区制度の他地域への適用、特別市(仮称)の創設、大都市圏域全体の調整の仕組み、地方の拠点都市の連携の仕組み)

(Ⅱ.現行制度の見直し：特別区制度、指定都市制度、中核市・特例市制度、大都市制度のあり方の再検討)

5. 大都市制度の検討にあたり留意すべき点

(地方自治制度全体のあり方、住民にとってのメリット、住民の意思の反映、議会のあり方、その他)

全国知事会地方行政体制特別委員会の意見陳述

新たな大都市制度『特別自治市』

大都市地域における地方公共団体の設置等に関する特例法案概要

その他参考資料：中京都プロジェクトチーム第4回会議資料大都市制度の現状と課題

戦後5大市の特別市移行が実現しなかったのと同様、大都市制度改革にともなう権限移譲には知事会(県)は消極的

◆政令指定都市等の制度概要と権限について(120627 総務部市町村行政支援室長聴取)

市町村制度の概要

◆大都市地域における地方公共団体の設置等に関する特例法案について

(120717 総務省自治行政局行政課長聴取：県外調査)

大都市地域における特別区の設置に関する法律案骨子(案：5 党合意案 120706 公表)

大阪都構想実現のための議員立法。指定都市または一つの指定都市と隣接する同一道府県の市町村で総人口が200万以上の場合に東京23区のように特別区を設置できる特例法案。

…8月29日に他の14法と共に駆け込み成立

都区制度の概要等

都区制度では人口が高度に集中する大都市地域(当初 92%)の行政の一体性等から都の権限が通常の市町村よりも特別区に及んでいる。特別区財政調整交付金に不満の区も

通勤通学 10%圏等

大阪府では大阪市への通勤・通学 10%圏が全域に広がっている。我が愛知県では、名古屋市への通勤・通学 10%圏はほぼ尾張部に限定されている。

◆特別自治市について(120717 横浜市政策局大都市推進室大都市推進課聴取：県外調査)

新たな大都市制度創設の基本的考え方〈基本的方向性〉1005 他

1. 新たな大都市制度の必要性
2. 新たな大都市制度創設に向けた基本的姿勢
3. 新たな大都市制度提案の基本的枠組み
4. 実現に向けた取組方針

神奈川県を特別自治市(横浜市)が取得するもので、さらに横浜市では周辺市町にも声をかけ県の持つ広域機能も担おうとしているようだ。市議会との意思疎通も良く平成 23 年度には新たな大都市制度における「特別自治市」創設に関する決議をしている。

◆神奈川県の大都市制度の在り方の取組状況について

(120718 神奈川県政策局地域政策部広域連携化聴取：県外調査)

神奈川県と県内政令指定都市との連携について

九都県市首脳会議のあらまし

神奈川県からみた特別自治市構想は横浜市のいいとこ取りのようで、財源だけ持って行って負の部分(周辺自治体も含めて)までやる覚悟があるのかというニュアンスが個人的に感じられた。

◆神奈川県の特例移譲に係る取組状況について

(120718 神奈川県総務局総務部市町村行政課聴取：県外調査)

条例による事務処理の特例制度の概要

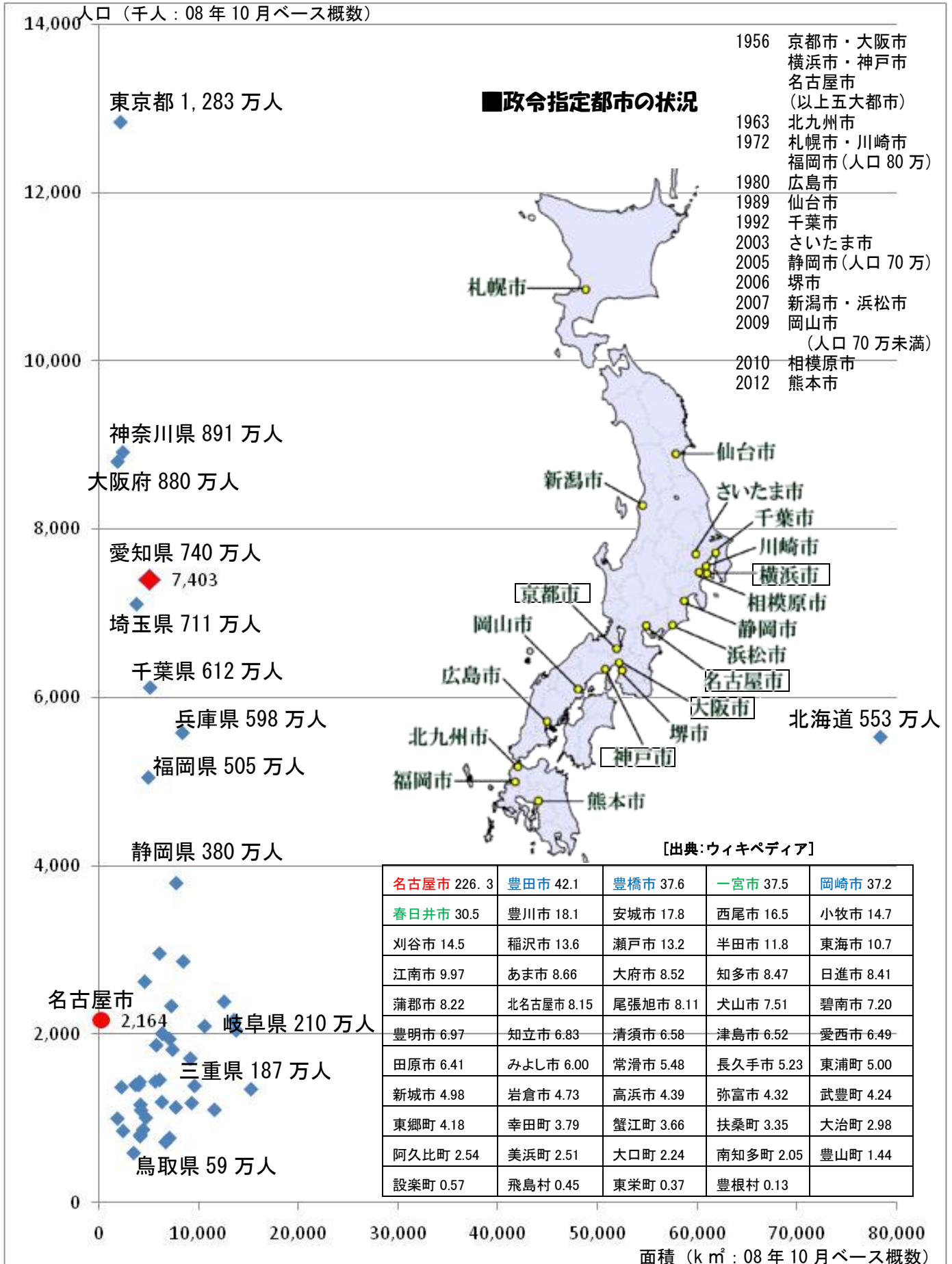
基礎自治体の権限強化、住民サービスの向上のために権限移譲を推進しており、他県では 1~2 億円が多い中 8 億円の予算を確保している。ただ 1 つの権限に対して全ての市町村が受けないと担当職員はゼロに出来ないのが現実。

◇今後の取組

大阪と違う愛知県の特性、広域行政機能の担保、人口 59 万人の県行政、住民自治の在り方等の視点から議論を深めて行きたいと思っております。究極は、御園氏の“最後の愛知県知事”の思いとそれを実現する私たちの覚悟にかかっているような…

■都道府県の人口規模等

…日本人口約1億2,800万人、37万8千K㎡、47都道府県(31県が名古屋市より人口が少ない)



■都区制度の概要等

都区制度の概要

- 都の区を特別区とし、特別区は特別地方公共団体として法人格を有し、公選の長と公選の議会を置くこととされている。
07年に大合併して東京市 し財産を、こ
- 都は、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するとされている。

事務配分の特例

(主なもの)

- ・ 上水道の整備、管理運営
- ・ 公共下水道の整備・管理運営
- ・ 消防に関する事務 ～70%程度
- ・ 都市計画決定(上下水道、電気ガス供給施設、産業廃棄物処理施設、市場、と畜場等関係)

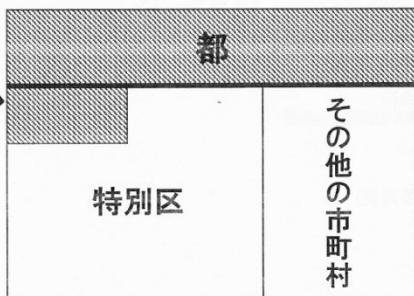
都区財政調整制度

都区の事務配分に応じた財源の均衡化を図るため、都が法定の都税(市町村民税(法人分)・固定資産税)の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することにより、都と特別区及び特別区相互間の調整を行うもの。

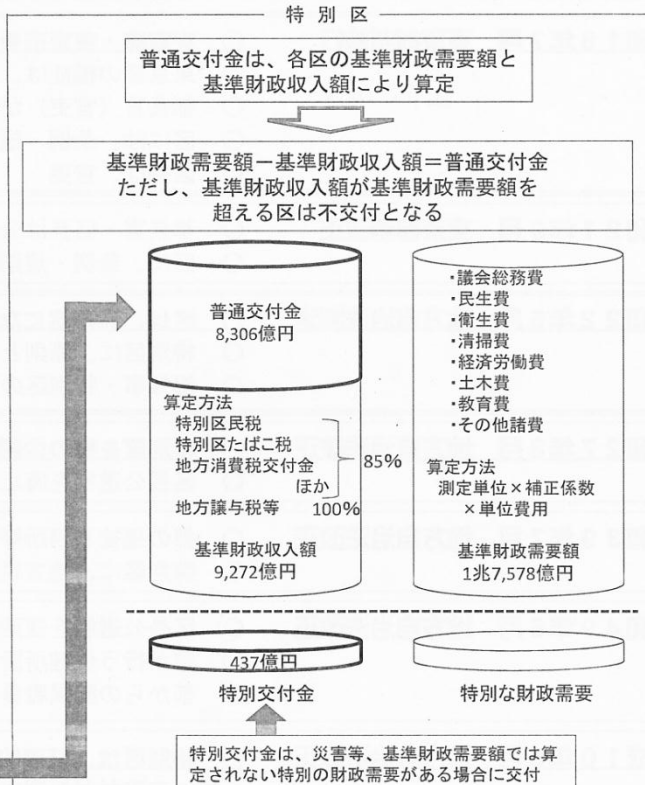
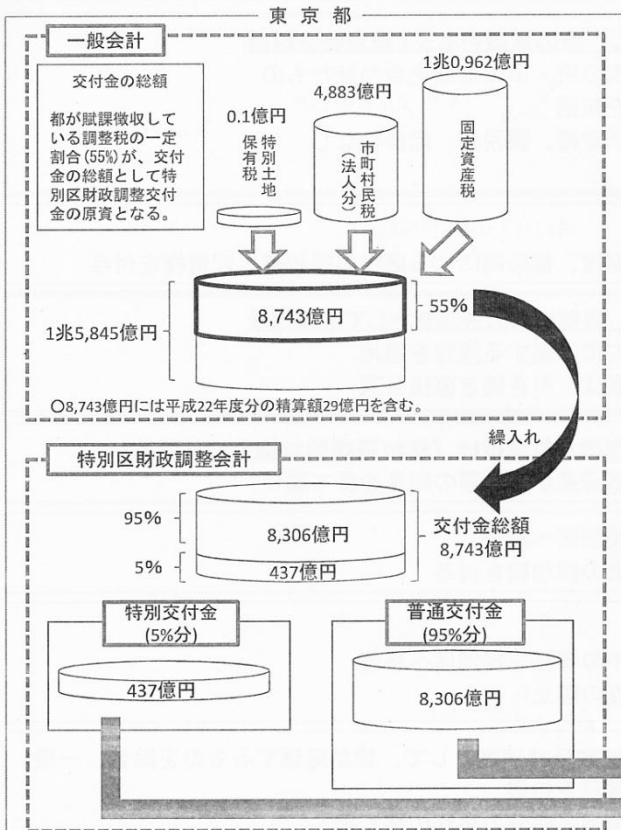
調整税 × 調整率(100分の55)
= 特別区財政調整交付金の総額

※ 都に留保された調整税(45%)については、消防費、都市計画事業(下水道、公園整備等)等の財源として充てられる。

	都が課税	特別区が課税
普通税	市町村民税(法人分) 固定資産税 特別土地保有税※ <small>(※平成15年度から当分の間暫行停止)</small>	市町村民税(個人分) 軽自動車税 市町村たばこ税 釧産税
目的税	事業所税 都市計画税	入湯税

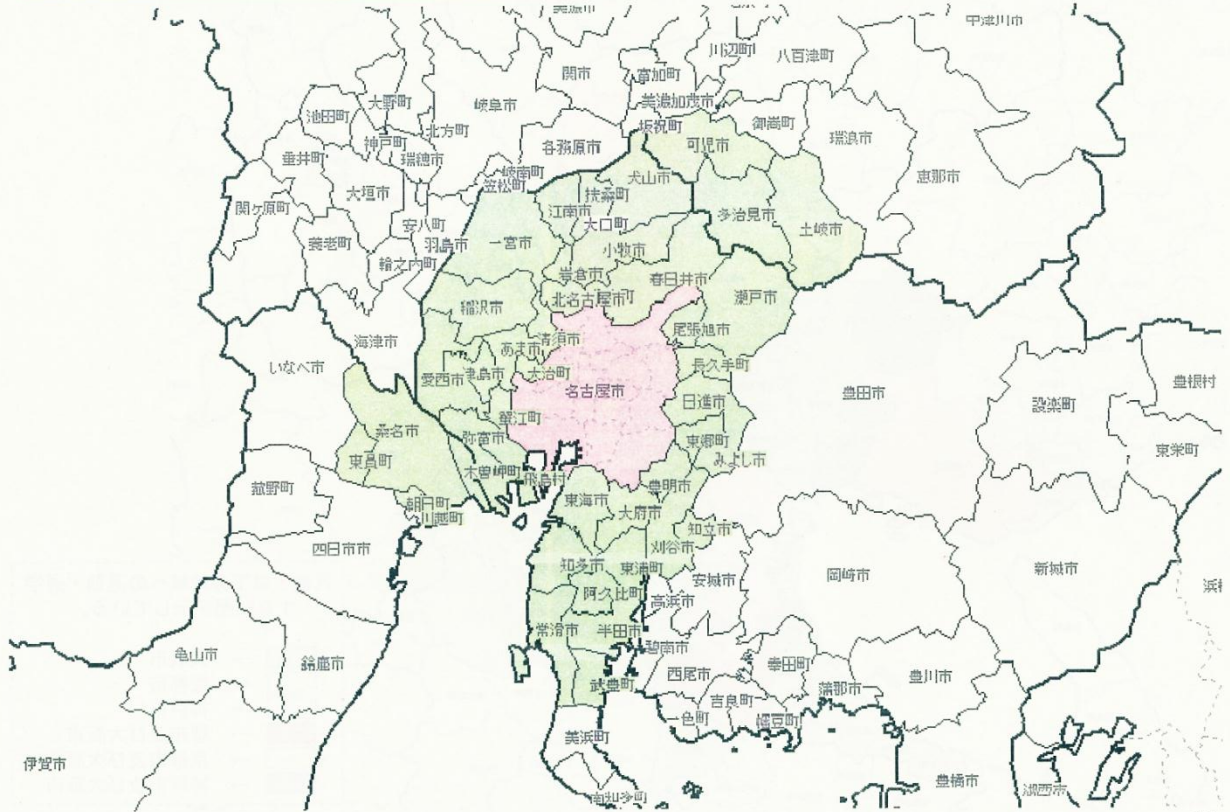


特別区財政調整交付金の仕組み



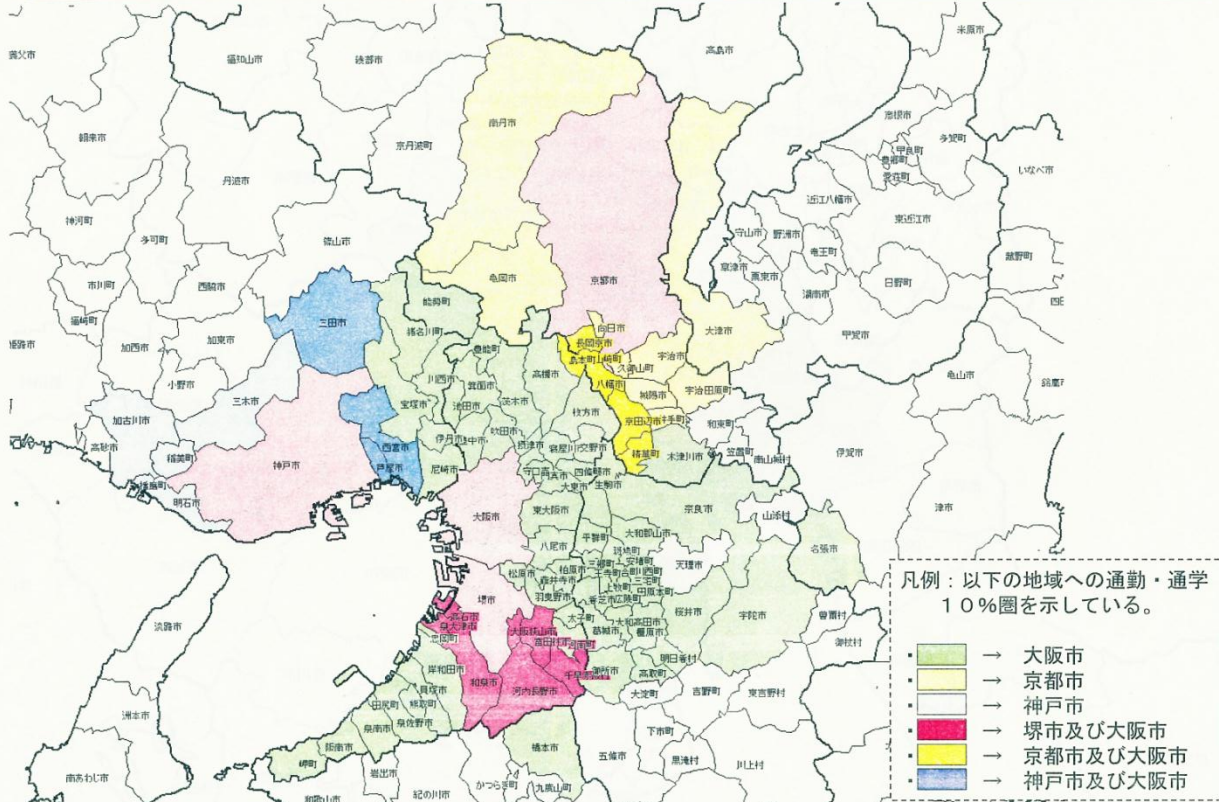
■通勤・通学 10%圏

名古屋市の通勤・通学10%圏 *POの半径を10%に*



(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏



(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

■新たな大都市制度創設の基本的考え方〈基本的方向性〉

新たな大都市制度創設の基本的方向性》(概要) 平成 22 年 5 月 横浜市

第 1 章 新たな大都市制度創設の必要性 (P1~P3)

我が国の国際競争力は低迷、大都市は、国全体の発展をけん引する成長拠点の役割を果たし、活力をもって持続的に発展していく必要がある。

全人口の約 2 割が集中し、高い集積性を有する指定都市では、様々な都市的課題が生じている。また、府県から市町村への権限移譲、市町村合併の進展などにより、府県の役割も変化している。そのため、地方自治制度を抜本的に改革し、指定都市制度に代わる新たな大都市制度を早期に創設する必要がある。

第 2 章 新たな大都市制度創設に向けた基本的姿勢 (P4)

- 1 国の成長拠点となる大都市をつくる
- 2 地方全体をまえ、他地域と共生する大都市をつくる
- 3 大都市行政課題を有効に解決する
- 4 分権型社会にかなう大都市自治を拡充する
- 5 簡素で効率的な行政を実現する

横浜市に新制度を導入した場合の経済的効果は、4. 3 兆円に達するとの試算も！

<大都市を国の成長拠点に！>

我が国の成長と発展を牽引

大都市

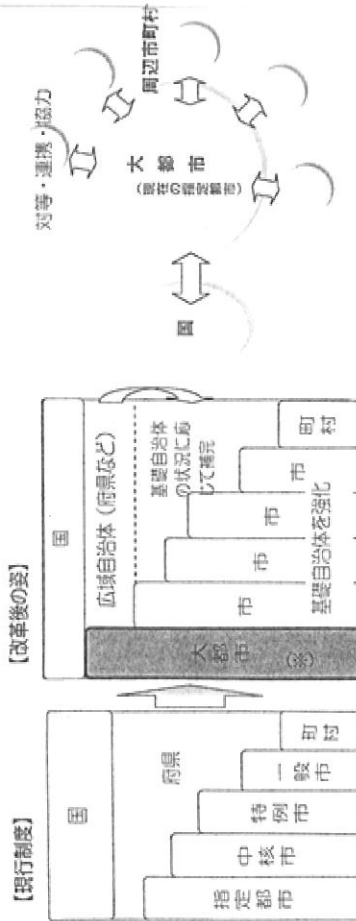


周辺地域の経済活性化！

第 3 章 新たな大都市制度提案の基本的枠組み (P5~P7)

① 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体

② 水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政



- 地方の事務(国の事務以外)をすべて担う、広域自治体の区域から独立した特別な市とする。
- 基礎自治体と広域自治体の性格を併せ持ち、国が行っていた役割も果たす総合性と自立性の高い自治体に。
- 府県の区域外となっても、圏域の中核都市として、広域的な役割を積極的に担う。

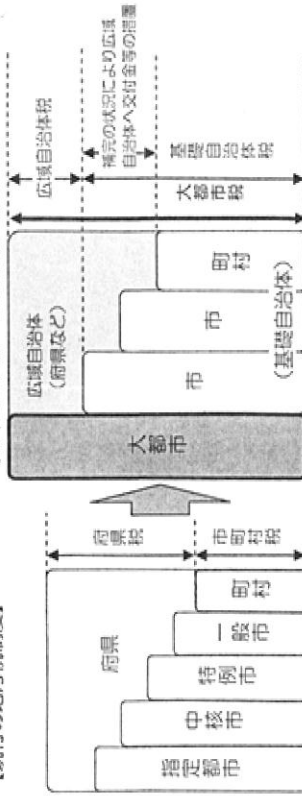
(※ 現在の指定都市を対象に検討)

第 4 章 実現に向けた取組方針 (P8)

- ① 国の動向に合わせて提言の発信

③ 役割・仕事量に見合った公平な税制

【現行の地方税制度】



- 大都市の役割、仕事量、財政需要に見合う自立的税財源の拡充と税源配分の抜本的見直しが必要。
- 大都市への市域内地方税すべての配分を基本に。

④ 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

市 市全体の政体立案・決定/大都市経営の推進
 区 区政の運営/市民に身近な行政サービスの提供/地域支援・コーディネート
 地域 地域の合意形成/地域運営、地域課題の自主的な解決

- 区への分権・機能強化の一層の推進、住民参加機会の拡充が必要。
- 地域レベルの拠点組織を住民発意で設置できる仕組みに。
- 各都市の取組がベースとなった各都市らしい都市内分権に。

- ② 他の指定都市、市町村、府県、国との議論

— 在るべき地方自治制度の全体像を共に構築。